

(表紙)

伯耆民諺記両家由来抜書

1

伯耆民諺記

大谷村川竹島渡海之事

大谷村川両家各米子住居のものにして代々名
ある町人なり、子孫今ニ町年寄役を勤む此両家
竹島渡海免許の儀を蒙る事者當国前の太守
中村伯耆守忠一慶長十四年ニ卒去あつて嗣なき
ゆへ故跡を断絶す、其後元和二年まで国主
なくして御領となり御城代年々武都より

2

來番して当城に居し伯州を鎮護あり元和
二年阿部四郎五郎在番ある此時両家竹島渡
海の事を希ふ、然ルに翌年松平新太郎光
政卿当國を官領して入部有ルに依兩人また
是を願ふ処光政直に武都へ告て是を免され
夫より竹島へ押渡り海獵をなす、其後毎年

渡海怠らす、然ルに元録^(ママ)五申の年渡海する処ニ

唐人群居して海獵をなす両氏是を制すと

3

いへども更に聞入す、それのみならず既に危難に
及ハんとすにより両氏無念ながら帰帆す、又翌
酉年渡海するに唐人数多渡り家屋をもふ
けて海獵をなすに依り両氏謀ヲなし唐人式人

擒^(トリコ)にして召連れて帰帆し同年四月廿七日末の

下刻米子に着岸して灘町大谷久右衛門宅ニ唐人を
入置其旨言上に及ぶ、清源公^清聞^網召大谷村川
并ニ唐人を鳥取へ召寄給ふ加納郷右衛門尾関忠兵衛

4

両人仰に依て彼者共を召連参り御吟味之上
東都へ言上し給ふ、朝鮮國よりも使を以て彼島

之事種々訴訟しけるゆへ遂に彼島を者

朝鮮に附セられ大谷村川渡海之儀停止仰出
されたり、是より退転して今に至て島渡の
ものなし竹島トガシマと者日本を離るゝ事幽遠にして
朝鮮へは程近し渡島の者三四月の頃先ツ

隱岐国へ渡り強き南風を得て纜トモヅナを解き押渡り

5

島は隱岐より乾に當て行程百里斗り朝鮮へ者
程近く彼國の湊釜山海の浦ハ其間十八里
夜に至れハ彼浦に燈す火の光り慥ミ見ゆるとかや
夏の間者かの島にありて海獵をし秋に到て
厳き北風に乗して帰帆す、渡海のもの行齡を
限り三十を越る者ハ海上の風波を凌事かたし
とや島の形ち三ツに分れ山嶽そひへ境内広から
ず人民居セす大竹喬木茂り盛にして諸鳥禽

6

獸多く魚鼈貝類素より磯辺に充滿して
產物足る島なりとかや、甘露の瀧有并異なる

泉ありと云り、又竹島に生する猫虎ネコの形ち惣
して短く曲れるなり、今に至て尾の短く曲
れる者世の人竹島猫と称するなり、又鮑極て
大きく是を串鮑にするに其好味なる事類なし

所謂鮑を得る事タニ岸の沚に竹を撓て海中
に沈め置朝ニは是を浮れ者鮑蛤の竹の枝

7

葉に附事生る木の実の如し、其外種々の
產物伯因之両国ハイふに及ハす昔く日本
の利潤なりしに退転に及事惜むニ余あり